

令和6年8月9日

第14回水俣市農業委員会

第14回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和6年8月9日
開会 9時30分
閉会 10時07分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 10番 稲田 祐市 君
3番 中村 清治 君 11番 廣島 康雄 君
4番 金田一充章 君 12番 前田 仁 君
5番 淵上 正嗣 君 13番 山下 隆敏 君
6番 寒川 勝 君 14番 鬼塚 浩三 君
7番 山内 英明 君
推進委員 13名 15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君
16番 蒔元 政廣 君 24番 森下 義孝 君
17番 竹本 義幸 君 25番 坂口 新一 君
18番 嶋田 一成 君 26番 山口 初憲 君
19番 岡本 成道 君 27番 古里 君廣 君
20番 中村 幸充 君 28番 山澤 親徳 君
22番 池田 郁雄 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 9番 戸次 治夫 君
推進委員 1名 21番 鐘ヶ江鼓子 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第49号 農地法第3条の許可申請について
議第50号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
主幹 遠山 悦史
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第14回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、9番、戸次委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、14番、鬼塚委員、3番、中村委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。 欠席者は、21番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、13番、山下委員にお願いします。</p>
<p>13番委員 (山下隆敏君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知について、でございます。 議案書は、1ページから3ページになります。 2件でございます。 まず番号1番につきまして、貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、当該農地を売買することとなったため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、2ページをご覧ください。 なお、この合意解約した農地につきまして、新たな耕作者が既にいらっしゃいますので、後程、議第49号において御審議いただくこととなっております。 次に番号2番につきまして、貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、当該農地を贈与することとなったため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、3ページをご覧ください。 なお、この農地につきましても、新たな耕作者が既にいらっしゃいますので、こちらも後程、議第49号において御審議いただくこととなっております。</p>

	<p>次に、報告事項（２）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。</p> <p>議案書は、４ページから５ページになります。</p> <p>１件でございます。</p> <p>こちらは令和６年７月１０日の第１３回農業委員会会議で、熊本県農業公社から、借り人への農用地利用集積等促進計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。</p> <p>議案書記載のとおり、５年間の転借を終え、熊本県農業公社が転貸人となり、改めて転借人への貸借について、令和６年７月１９日付けで熊本県知事から認可されたものです。</p> <p>土地の所在、地目、面積は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和６年９月１日から令和１１年８月３１日までの５年となっております。</p> <p>利用目的は、水稻でございます。</p> <p>借り賃は、記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権となっております。</p> <p>場所は、５ページをご覧ください。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第４９号、農地法第３条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>担当委員の説明をお願いします。</p>
７番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、７番、山内委員をお願いします。
７番委員	<p>農地法第３条の許可申請の１番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書の７ページ１番に記載のとおりです。</p> <p>申請地の土地の所在は、議案書記載のとおりで、面積は７０６㎡となっております。</p> <p>譲受人の状況は、譲受人と奥さん、譲受人の父親の３人で、農業に従事されております。</p> <p>只今の耕作面積は、田３，５８７㎡、畑３，２８１㎡、樹園地、ハウスですね、３，１７５㎡で全て、耕作されています。</p> <p>譲受人は、年間３００日ほど農業に従事され、父親も９７歳になりますが、現役で年間３００日くらい農業に従事されています。</p> <p>申請地は、資料の８ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を、８月５日に事務局２名と、岡本推進委員と立会人本人で周辺の農地の利用状況を確認しましたが、隣の空地は宅地になっており、ここも今回、許可が降りましたら一緒に譲受を受けて、将来、農地に転用して、そこも耕作して行きたいということでした。</p>

	<p>従って、周辺の農地は農業上、効率且つ、総合的な利用の各号に支障は生じないと考えられます。</p> <p>自宅からの距離は、約100メートルで、十分に目が届くと思います。</p> <p>従いまして、農地法3条第2項の各号には該当せず、許可の要件は満たしていると考えられますので、御審議をお願いいたします。</p>
14番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議長	14番、鬼塚委員にお願いします
14番委員	<p>議第49号、農地法第3条の許可申請の2番について説明いたします。</p> <p>議案書は7ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は6筆とも、台帳現況共に畑となっており、面積は合計4,070㎡となっています。</p> <p>譲受人の状況は、両親が手伝っておられます。</p> <p>農作業への年間従事日数は、譲受人が250日で、御両親が共に年間100日となっています。</p> <p>譲受人の耕作面積は、自作地が5,973㎡で、借入地が6,161㎡、合計で12,134㎡となっており、甘夏とデコポン、不知火ですね、を栽培されており、全て耕作されています。</p> <p>申請地は、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を、8月5日に事務局2名、行政書士、中村推進委員、譲受人と私の6名で行いました。</p> <p>農地の利用状況を確認してまいりまして、園地は、ハウスが7aありまして、これはデコポンを栽培されていました。</p> <p>その他、甘夏も栽培されており、露地の草刈り等も綺麗にされていて、良く管理されていました。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
1番委員 (坂本隆司君)	<p>番号3は私から説明いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請の3番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおりで5筆あります。</p> <p>一筆は、先程、合意解約された所です。</p> <p>地目は、台帳現況共に田、畑と田、共に畑となっています。</p>

	<p>5筆の面積が、2, 417㎡です。</p> <p>譲受人の状況としましては、本人が専業農家になっていますが、農地が58㎡しかないのに専業となっていることについて、後から説明したいと思います。</p> <p>申請地は10ページをご覧ください。</p> <p>これが合意解約された所です。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を、5日に行いました。</p> <p>事務局2名、私達2名と山澤委員に手伝ってもらいました。</p> <p>一筆が田で、その上の3枚が畑です。</p> <p>畑のうち一筆が、作付けされています。</p> <p>他の所は、集落の方がきちんと管理されていて、作物は作っていませんが、原状復帰ができる状況になっています。</p> <p>譲受人も、経営面積が0になっていますが、利用権をせずに今回の田の下のほうの田は耕作されています。</p> <p>自宅からきちんと通勤し耕作されています。</p> <p>ここも利用権をされていれば、スムーズに審議ができたかなと思います。今後また、利用権をしてもらえればいいのかと思います。</p> <p>これもなかなか入れなかったのかなと思っていますが、今後は、贈与で貰いましたので、きちんと利用されると思います。</p> <p>基盤整備が入っていますので、作付けをしないとイケませんので、きちんと作付されると思っています。</p> <p>従いまして、農地法3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていると考えられますので、御審議の程、よろしくお願い致します。</p> <p>それに伴いまして、圃場整備を、事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局 (山内哲郎君)	<p>議第49号、農地法第3条の許可申請の番号3番の一筆について、補足説明をいたします。</p> <p>この農地の周辺の集落一帯は、現在基盤整備中ですが、実際は工事は終了し、耕作されています。</p> <p>後は、地番を確定後に登記をされますが、この農地の周辺の農地に関しましては、まだ所有者が決まっておらず、現在、割り振りを協議中ということです。</p> <p>しかし今回は、従前の面積と所在を登記簿で確認したところ、議</p>

	案書のとおりという事ですので、今回議案書のまま御審議をしていただければと思います。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
28番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議 長	はい、山澤委員。
28番委員	3番の譲受人の方の今現在、この農地は、実家の近くにあります。彼は通って、実家の農地、水田もずっと前から耕作しています。次男である譲受人が一生懸命頑張ってくれています。安心してください。
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第49号農地法第3条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第49号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第50号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 まず、新規設定の2番及び3番を審議した後、新規設定の1番を審議いたします。 担当委員の説明をお願いします。
6番委員 (寒川 勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、寒川委員をお願いします。
6番委員	議第50号、農用地利用集積計画の新規設定2番について説明いたします。 13ページです。 貸人、借人は、議案書2番に記載のとおりです。

	<p>所在地は議案書記載のとおりで、2筆あります。</p> <p>両方とも地目は、台帳現況共に田となっています。</p> <p>2筆合計で面積は、1,383㎡となっています。</p> <p>始期終期は、令和6年9月1日から令和16年8月31日までの期間は10年間となっています。</p> <p>利用目的は、野菜で、利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借賃は無償となっています。</p> <p>申請地は15ページをご覧ください。</p> <p>借人は新規就業者で、現在、農地13,469㎡で米、野菜を作っておられます。</p> <p>農業従事日数も240日で、農作業に頑張っておられ、集落にも溶け込んでおられます。</p> <p>よって、旧農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
14番委員	はい、議長。
議長	はい、14番、鬼塚委員にお願いします。
14番委員	<p>議第50号、農用地利用集積計画の申出、新規の3番について説明いたします。</p> <p>貸人、借人は、議案書13ページ3番に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑で、面積は、1,158㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年9月1日から令和16年8月31日までの10年間となっています。</p> <p>利用目的は果樹で、借賃は無償です。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権となっています。</p> <p>借人の経営面積は、自作地12,780㎡となっており、主にデコポン、不知火ですね、を栽培されています。</p> <p>借人は、新規就業者で熊本から来られており、一人で従事されています。</p> <p>農作業従事日数は、260日です。</p> <p>申請地は、議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>貸人に確認したところ、貸される方が73歳くらいなのですが、歳をとってきたから管理が難しくなったということで、今年から借人をお願いすることにしました、ということでした。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第50号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の2番及び3番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第50号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の2番及び3番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 続きまして、議第50号、農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の1番を審議いたします。 なお、新規設定の1番の借人である中村清治委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、中村委員の退場をお願いします。
	(中村清治委員退場)
1番委員	番号1番について、私から説明いたします。 貸人、借人は、議案書の記載のとおりです。 土地の所在、議案書記載のとおりです。 地目、台帳現況共に田です。 面積は、1,051㎡。 始期終期は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの期間1年。 利用目的は、玉葱です。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 借人は、今年から農業委員が玉葱の作付けをするという事で、農業委員で借りる事が出来なかったのが、個人で借りてもらうことになりました。 申請地は、14ページをご覧ください。 今、サラたまちゃんを作っておられますが、山手のほうは殆ど遅出しをやめてしまったので、山間部で早出しが出来ないかという事で、農業委員さんに進めてもらって、10月の半ばに作付けをして、遅くても3月1日には収穫ができるような感じです。 これが成功すれば、山間部でも早出しが出来、利益と遊休農地解消につながる、テスト的な事をやっていきたいと思っております。 よろしく願いいたします。 よって、旧農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第50号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第50号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番については、承認することに決定いたします。 中村委員の入場を認めます。
	(中村清治委員入場)
議 長	全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第14回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員